

令和8年度 石綿による健康障害 防止対策に関する説明会



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 石綿障害予防規則の概要
- 2 近年の石綿障害予防規則改正内容
- 3 改正後の石綿障害予防規則の詳細
- 4 その他必要事項



1 石綿障害予防規則の概要

石綿(アスベスト)とは

- ・耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などに優れた物質
- ・天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称
- ・クリソタイル(白)、アモサイト(茶)、クロシドライト(青)
- ・単繊維の太さは髪の毛の5000分の1程度
- ・空中に飛散した石綿繊維を吸入すると肺がんや中皮腫の誘因となる。
- ・1970年から90年にかけて年間約30万トンの大量の石綿が輸入され、9割以上が建材に使用された。
- ・今後、石綿が使用された建築物が寿命を迎え解体されるピークが2020年から40年頃(解体のピークに入っている)に到来すると予想されており、建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策の徹底が課題となっている。



1 石綿障害予防規則の概要

石綿(アスベスト)の問題点とは

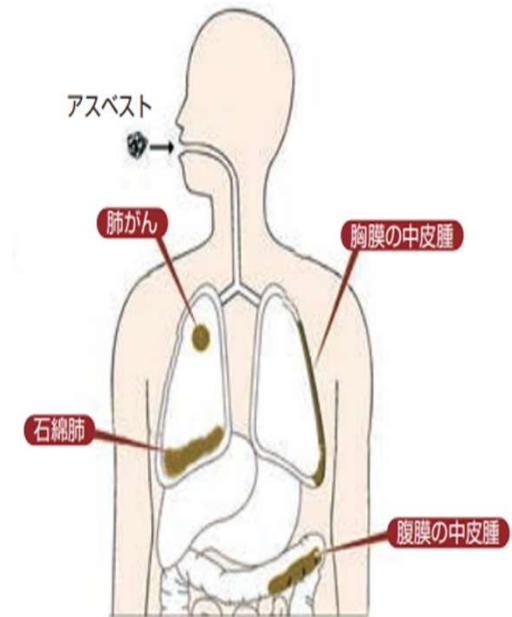
・アスベストの粉じんを吸い込むことにより、様々な健康障害を発症する。

①**石綿肺**：肺が線維化するもので、咳などの症状がある。重症化すると呼吸機能が低下し、呼吸不全で死亡する場合もある。

②**肺がん**：肺に出来る悪性の腫瘍。

③**中皮腫**：肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍。

・発症までの潜伏期間が長く**10年以上**





1 石綿障害予防規則の概要

石綿全面禁止

石綿製造等の全面禁止(平成18年9月1日以降)

安衛法第55条(製造等の禁止)(抜粋)

黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、**政令で定めるもの**は製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

安衛令第16条(製造等が禁止される有害物等)(抜粋)

四 石綿

九 第四号に掲げる物をその重量の**0.1パーセントを超えて含有する製剤その他**の物

罰則

安衛法第116条

法第55条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、**三年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金**に処する。



2 近年の石綿障害予防規則改正内容

令和2年10月施行

- ・けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設(隔離)
- ・石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等による除去の原則禁止)

令和3年4月施行

- ・事前調査方法の明確化
- ・分析調査を不要とする規定の吹付材への適用
- ・事前調査結果及び分析調査結果の記録等
- ・計画届の対象拡大
- ・負圧隔離を要する作業に係る措置の強化
- ・仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設
- ・労働者ごとの作業の記録項目の追加
- ・作業実施状況の写真等による記録の義務化
- ・発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮



2 近年の石綿障害予防規則改正内容

令和4年4月施行

- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設

令和5年10月施行

- ・建築物の事前調査・分析調査を行う者の要件新設

令和8年1月施行

- ・工作物の事前調査を行う者の要件新設



2 近年の石綿障害予防規則改正内容

大 ↑ 石綿飛散の危険性 ↓ 小	改正前	改正後 ※下線部分が改正内容
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前 事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象） レベル1 石綿含有吹付け材 計画届（レベル2も計画届） ※十四日前 事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u> 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、<u>変更時点検</u> 作業開始前、<u>中断時の負圧点検</u> <u>隔離解除前の取り残し確認</u> 等
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材
レベル3 スレート、Pタイル、 <u>けい酸カルシウム板1種等</u> その他石綿含有建材 		<u>けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）</u> <u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u> レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 隔離 ※負圧は不要
※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い		

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

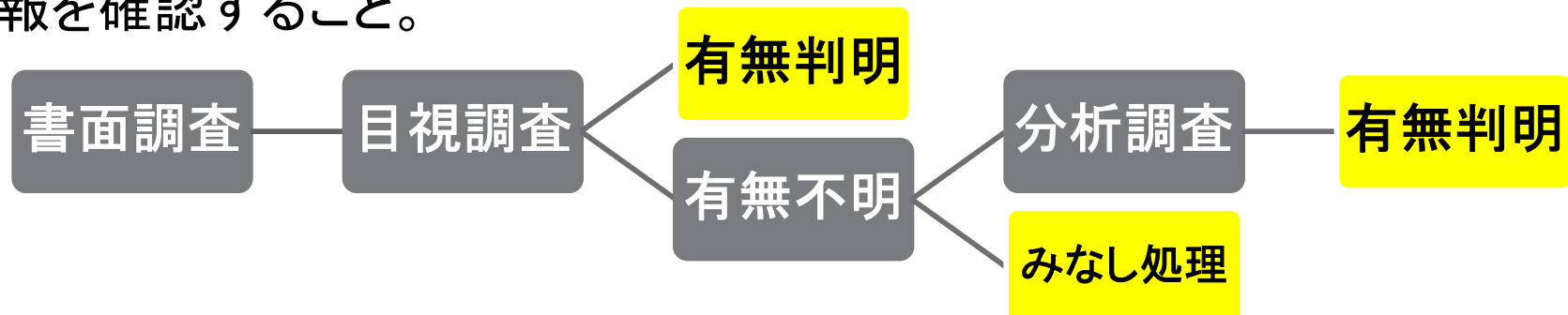


3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

工事開始前の事前調査

解体・改修工事前の事前調査 石綿則3条

- ・**建築時期、規模にかかわらず**、建築物・工作物の解体・改修工事を行う際は、**原則全ての工事**について、施工業者が石綿含有建材の有無について調査を行うこと。
- ・設計図書などの文書及び目視による確認が必要（構造上目視が困難な場合には目視ができるようになってから目視による事前調査を行うこと。）
 - 石綿使用の有無が明らかにならなかった場合には分析による調査が必要（石綿みなしで作業も可） 目視とは単に目で見ただけでなく製品情報を確認すること。





3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

事前調査の必要がない場合

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなもので、容易に取り外し等が可能で周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等の石綿が飛散する可能性がほとんどない軽微な作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

分析調査の必要がない場合

- ・石綿等が使用されているとみなして措置を講ずるとき



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

建築物の事前調査に係る有資格者の確保 石綿則3条4項

- ・いずれかの資格者要件を満たす者を確保しているか

特定建築物石綿含有建材調査者

一般建築物石綿含有建材調査者

一戸建て等石綿含有建材調査者

(一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定)

令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

船舶の解体・改修の事前調査に係る有資格者の確保

- ・いずれかの資格者要件を満たす者を確保しているか

船舶における石綿含有資材の使用実態の調査を行う者で船舶石綿含有資格調査者講習を受講し、修了考査に合格した者

上記と同等以上の知識を有すると認められる者 ※現在は示していません。



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

工作物の事前調査に係る有資格者の確保(令和8年1月1日以降)

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

事前調査結果記録の作成及び保存 石綿則3条7項

- ・下記事項について記録を作成し、調査終了日から**3年間保存**すること。

事業者の名称、住所及び電話番号

解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要

調査終了日、工事着工日

事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造

事前調査を行った部分

事前調査の方法

調査を行った部分における材料ごとの石綿使用の有無

事前調査を行った者の氏名

目視により確認できない材料の有無及び場所

事前調査者・分析調査者の資格証等の写し



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

作業場への掲示 石綿則3条8項

・下記事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、前スライドの記録の写しを作業場に備え付けること。

（作業に従事する労働者がいつでも記録を確認できるようにすること。）

掲示が必要な事項

- ・調査終了日
- ・事前調査を行った部分
- ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあってはその根拠



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

事前調査結果の報告 石綿則4条の2

- ・事前調査結果の報告を行う対象

上記のいずれかに該当する場合、**石綿の有無にかかわらず**事前調査結果を施工業者(元請事業者)が労働基準監督署及び自治体に報告する義務がある。

建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上のもの。

建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上のもの。

工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上のもの。

総トン数が 20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

事前調査結果報告システム

- ・パソコン・スマートフォンから24時間いつでも報告が可能。
- ・労働基準監督署・自治体への報告が**一度の操作**で可能。

テンプレート(雛型)の作成機能から今後請け負う各工事の事前調査の結果報告がより簡単に。

入力データをもとに事前調査結果の**揭示用の資料等**(報告不要の場合でも揭示の義務有り)も作成可能。

※ 本報告システムの積極的な活用をお願いします

詳細はリーフレットをご覧ください。



3 改正後の石綿障害予防規則の詳細

作業計画による作業の記録 石綿則35条の2

- ・作業計画に従って解体作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成し、解体作業終了日から3年間保存すること。
 - ・記録が必要な事項は揭示の状況が確認できる写真等による記録、隔離の状況等が確認できる写真等による記録、排気装置等の点検結果、石綿の発散を防止し、又は抑制する方法及び労働者への暴露防止方法が確認できる写真及び除去等を行った石綿の保管状況等が確認できる写真等
- 記録が必要な事項の詳細は
- 石綿総合情報ポータルサイト又は建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルをインターネットで検索し、ご確認ください。



4 その他必要事項

レベル1～レベル3 共通事項

- ・作業計画の策定

作業計画に定める必要がある事項(3事項)

石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序

石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露防止する方法

- ・作業計画の関係労働者に対する周知



4 その他必要事項

レベル1～レベル3 共通事項

・石綿作業主任者の選任・職務実施

石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任

石綿作業主任者の職務(3事項)

作業方法の決定及び労働者の指揮

局所排気装置等の月1回ごとの点検

保護具の使用状況の監視

・作業者に対する特別教育の実施

石綿使用建築物等の解体作業に従事する労働者に対して、以下の科目について、衛生のための特別の教育を実施(5科目、4. 5時間)

石綿の有害性

石綿等の使用状況

石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置

保護具の使用方法

その他、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項

石 綿 作 業 主 任 者 の 職 務

■ 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が石綿粉じん汚染され、又はこれらを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者氏名	
---------	--

工事名



4 その他必要事項

レベル1～レベル3 共通事項

- ・作業時における石綿含有建材の湿潤化

散水による方法

固化剤を吹き付ける方法(封じ込めの作業の場合)

剥離剤を使用する方法(除去の作業の場合)



- ・呼吸用保護具、作業衣または保護衣の着用

吹付石綿等の除去作業の場合は、電動ファン付き呼吸用保護具等を使用
作業衣または保護衣は粉じんの付着しにくいものを使用



- ・関係者以外の立入禁止・表示
- ・石綿作業場であることの掲示



4 その他必要事項

レベル1～レベル3 共通事項

- ・作業者ごとの作業の記録・**40年**保存

1か月を超えない期間ごとに記録

従事した作業概要、従事した期間、事前調査結果の概要、保護具の使用状況

- ・作業者に対する石綿健康診断の実施

雇い入れ時又は当該業務への配置換えの際及びその後、**6月**以内ごとに**1回**、定期に実施。石綿健康診断個人票は**40年**保存

- ・じん肺健康診断の実施

石綿等の取扱いは**粉じん作業に該当**

通常(じん肺管理区分が管理1の場合)は、**3年**以内ごとに1回実施

じん肺管理区分が管理2又は管理3の場合、**1年**以内に1回実施



4 その他必要事項

レベル1及びレベル2 特有事項

- ・労働基準監督署への事前の届出

建設工事計画届を当該工事の開始の**14日前**までに提出（正副計2部）

- ・隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認

除去、封じ込め、囲い込みの作業時は、その作業場所の出入口に前室、洗身室および更衣室を設置し、**作業場所と前室の負圧を確保**

作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているかを点検

隔離解除前に**石綿の取り残し**がないことを石綿作業主任者が確認

- ・集じん・排気装置の排気口から石綿粉じんの漏えい有無の確認

初めて除去を行う日の除去開始直後、除去開始後に集じん・排気装置の場所を変更したとき、除去開始後に集じん・排気装置のフィルタを交換したとき、その他**必要がある場合に点検を実施**



参考 石綿総合情報ポータルサイトについて

石綿総合情報ポータルサイト

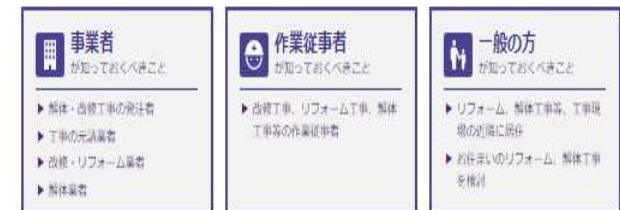
石綿障害予防規則の概要

法令改正の内容

建築物等の解体・改修工事や石綿の分析
に関するマニュアル etc.

⇒事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載。

事前調査結果報告システム、事前調査者の
講習機関に関する情報も掲載。



参考 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止 及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル



石綿防止対策マニュアル

- ・環境省と厚生労働省が作成
- ・石綿に関する基礎知識を記載
- ・適切な作業方法についてや大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等に関する解説等も記載
- ・用語等についての解説も記載

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和8年2月改正)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局環境管理課